

森林・環境税の考え方(制度案) 概要版

H23.8.1 岐阜県

○岐阜県は、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川など、豊かな自然環境を形成しています。この豊かな森林や清らかな河川を県民全体の共有財産である環境資源として、これらの持つ公益的機能を私たちが将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていくため、森林・環境税を活用した取り組みを推進します。

■これからの森づくり・川づくり

○新たな視点に立った森づくり・川づくり

【視点】

- ・環境保全と県民協働

【推進方針】

- ・環境や公益性を重視した森づくり・川づくりの推進

○現行の施策による森づくり・川づくり

【現行施策】

- ・所有者を中心とした森づくり・川づくりの支援
- ・木材生産等を重視した生きた森林づくりの一層の推進

□新たな財源

「清流の国ぎふ森林環境税(仮)」創設

- ・森林や川の恩恵を受けている県民全体で負担
- ・森林や川づくりは中長期的な対策が必要であるため、一定規模の財源の継続的、安定的な確保が必要

□既存の財源

- ・徹底した行財政改革の継続実施
- ・コスト削減の継続実施
- ・優先性の高い事業を重点的に推進



緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

【施策の方向性】

豊かな森づくり・清らかな川づくり

人づくり・仕組みづくり

【具体的な施策】

環境保全を目的とした人工林の整備
 生物多様性・水環境の保全
 地域が主体となった環境保全活動の促進

里山林の整備・利用の促進
 公共施設等における県産材の利用促進



■具体的な施策のイメージ図

■森林・環境税の使いみち

豊かな森づくり・清らかな川づくり

①環境保全を目的とした人工林の整備

水源地域や渓流域、急傾斜地などの森林で、所有者の努力では適切な森林整備が期待できないが、環境保全の観点から施業が必要な森林の整備・保全の取り組みに使用します。

③生物多様性・水環境の保全

豊かな自然環境を保全するため、野生生物の保護管理や外来生物の駆除、里地や身近な水辺の保全等の取り組みに使用します。

②里山林の整備・利用の促進

県民の皆さんが安全・安心な暮らしができるように、防災・環境改善のための里山林の整備・利用の取り組みに使用します。

④公共施設等における県産材の利用促進

地球温暖化の防止に役立つ再生可能資源として環境に貢献する木材の一層の利用促進を実現するため、公共施設等の木造化や木質バイオマス利用等の取り組みに使用します。

人づくり・仕組みづくり

⑤地域が主体となった環境保全活動の促進

地域が主体となった、みんなで支える森や川づくり等の環境保全活動の取り組みに使用します。
また次世代を担う子どもを対象に、森や川を持つ様々な公益的機能や環境保全に関する正しい知識を提供するとともに、岐阜の森や川のフィールドを活かした環境教育の取り組みに使用します。

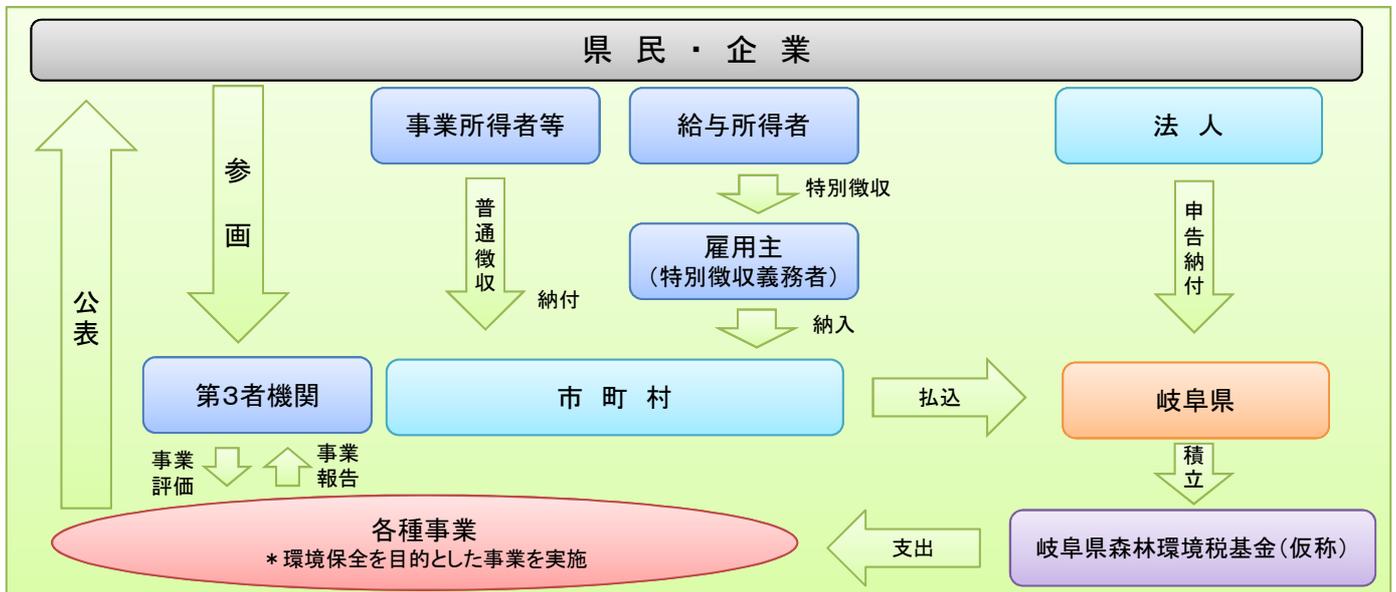
■必要となる経費

今後必要となる施策を実施するために必要な県費は、5年間で約60億円と試算し、単年度平均で約12億円となります。

■森林・環境税のしくみ

森林・環境税の概要一覧

	個人	法人
しくみ	県民税均等割に上乗せして納めていただき(県民税均等割超過課税)、上乗せ部分の税収を「岐阜県森林環境税基金(仮称)」に繰り入れて、森づくりや川づくりの施策に使用します。 税収で実施した事業の内容と成果については、毎年わかりやすく公表していきます。	
納める方	(その年の1月1日現在で) ○県内に住所がある人 ○県内に家屋敷等を持っている人 *前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。	○県内に事務所、事業所などがある法人等
税額	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円～80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せ	
徴収の方法	個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込む	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収
課税の期間	5年間 (効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを行います)	



■森林・環境税による事業の流れ(イメージ図)